

これからの地方自治を創る実務情報誌

1999年6月16日第3種郵便物認可
2021年11月1日発行(毎月1回1日発行) 通巻271号

月刊

ガバナンス

—「ガバナンス」は共に地域をつくる共治のこと

2021

No.247 November

11

GOVERNANCE



【自治・地域のミライ】

石井宏子

千葉県君津市長

キャリアサポ
特集

心理的安全性の高い
職場づくり

きょうせい

特集

子どもと子育て家庭をどう守るか
— コロナ禍での自治体子ども政策

特集

子どもと子育て家庭を どう守るか

— コロナ禍での自治体子ども政策

- 14 コロナ禍による子ども・子育て支援への影響と課題／柏女霊峰
- 17 国と自治体の権限・役割分担の課題考察／鈴木秀洋
- 20 子育て家庭を孤立させないために／奥山千鶴子
- 23 コロナ禍での子ども虐待予防／奥山眞紀子
- 26 加速する少子化に自治体はどう向き合うか／池本美香
- 29 ヤングケアラー・ケアラー支援を進めるために／堀越栄子
- 32 終わりの見えないコロナ禍と子どもの貧困対策／末富 芳
- 35 子ども・若者の自殺予防を進めるために／石井綾華

取材レポート

- 90 新版図の事情——縮む社会の現場を歩く⁽¹³⁹⁾／葉上太郎
- 100 アメリカの規制撤廃は起爆剤になるのか【11年目の課題・福島県産品の輸出】原発事故、続く模索⁽²⁰⁾
- 124 現場発！自治体の「政策開発」⁽⁹⁹⁾
- 産学官で迅速に実態を把握し総合的な空き家対策を図る——ビッグデータを活用した空き家実態調査（前橋市）
- 議会改革レポート【変わるか！地方議会】⁽²⁴⁶⁾
- 常任委員会がテーマを定めて調査研究、市民参画型の政策立案サイクルを構築——静岡県掛川市議会

- 104 童門冬二の日本列島・諸国賢人列伝⁽²⁴⁵⁾ 隆景家から頼家への転生（四） 座敷牢での自己改革

特集

子どもと子育て家庭をどう守るか — コロナ禍での自治体子ども政策

柏女霊峰 淑徳大学教授

コロナ禍によって子ども・子育てには「子どもの問題」「子育てや親子間の問題」「子ども・子育て支援施策への影響」という面からさまざまな影響が起きている。こうした問題の背景には、子ども・子育て支援を巡る根本的な課題があり、それをコロナ禍があぶり出し、より浮き上がらせた。



1 自治・地域のミライ ⑧

石井宏子・千葉県君津市長

「対話する市政」で、「希望に満ちた君津の未来」の実現を

キャリアサポート特集

心理的安全性の高い職場づくり

42 なんでも言い合える環境をつくり、

チームや組織の成長を支える。心理的安全性。／青島未佳

45 自治体職場での心理的安全性の高め方と課題／齋藤綾治

〈取材リポート〉

48 新たな人材育成基本方針に心理的安全性の向上を明記／愛知県田原市

管理職って面白い！⑥⑧ ジョハリの窓／定野 司

「後藤式」知域に飛び出す公務員ライフ⑧⑩ 価値を見出して伝えること、それが「ほめる」の本質／後藤好邦

誌上版！「お笑い行政講座」③②／江上 昇

〈公務員女子のリレーエッセイ〉あしたテンキになれ！②⑩／上辻裕実

自治体DXとガバナンス⑧／稲継裕昭

働き方改革その先へ！人財を育てる。働きがい。改革③②／高嶋直人

未来志向で考える自治体職員のキャリアデザイン③②／堤 直規

そこが知りたい！クレーム対応悩み相談室③②／関根健夫

宇宙的公務員 円城寺の「先憂後楽」でいこう！③②／円城寺雄介

次世代職員から見た自治の世界⑧／吉村彼武人

三方よしの職場づくり④④／岩下潤次

誰もが「自分らしく生きる」ことができる街へ③②／阿部のり子

新型コロナウイルス感染症と政策法務⑧／澤 俊晴

地方分権改革と自治体実務——政策法務型思考のススメ⑬⑭／分権型政策法務研究会

もっと自治力を！広がる自主研修・ネットワーク⑫⑯／第7回関東自主研サミット

70 68 66 65 64 63 62 60 58 56 54 53 52 72 59

連載



石井宏子・千葉県君津市長(57)。新規就農者等研修施設「カラーの里」にて。「対話する市政」が基本姿勢。「この基本姿勢は2003年に市議になった頃から全く変わっていない」と話す。

Governance Focus

38 川あつての温泉街を豪雨の時代にどう守る——2020年7月豪雨で被災。大分県日田市、天ヶ瀬温泉／葉上太郎

Governance Topics

120 「自治」の視点から「自治体DX」のあり方を考える／第36回自治総研セミナー

連載

- 12 ザ・キーノート⑫／清水真人
- 94 自治・分権改革を追う⑭／青山彰久
- 96 新・地方自治のミ・ラ・イ⑩④／金井利之
- 98 地域発！マルチスケール戦略の新展開⑧／大杉 覚
- 103 市民の常識VS役所のジョウシキ⑫⑪／今井 照
- 110 「危機」の中から——日本の社会保障と地域の福祉⑫⑧／野澤和弘
- 112 自治体の防災マネジメント⑥⑧／鍵屋 一
- 114 市民と行政を結ぶ情報公開・プライバシー保護②④／奥津茂樹
- 116 公務職場の人・間・模・様②④／金子雅臣
- 118 今からはじめる！自治体マーケティング⑧／岩永洋平
- 122 生きつらさの中で②⑩／玉木達也
- 123 議会局「軍師」論のススメ⑥⑧／清水克士
- 128 「自治体議会学」のススメ⑫⑨／江藤俊昭
- 130 From the Cinema その映画から世界が見える⑧
- 132 「モーリタニアン 黒塗りの記録」／綿井健陽
- 「著者に訊く！／『脱炭素革命への挑戦』堅達京子」

カラーグラフィア

5 技・匠③②／大西暢夫

ミクロン単位の繊細さと力技——漆刷毛師九世・十世／泉清吉さん（さいたま市）

8 わがまちの魅どころ・魅せどころ③②

歴史・文化も薫る、雄大で美しい自然のテーマパークへ／茨城県高萩市

137 山・海・暮・人③②／芥川 仁

平等に漁をできる民主的ルール——静岡県賀茂郡南伊豆町大瀬

141 生業が育む情景／先人の知恵が息づく農業遺産⑧

大都市近郊に今も息づく落ち葉堆肥農法

——武蔵野の落ち葉堆肥農法（埼玉県武蔵野地域）

142 人と地域をつなぐ——ご当地愛キャラ⑫③／ちかもんくん（福井県鯖江市）

クロイズ・アップ／「名人」が温泉を守る——大分県別府市、共同浴場の苦境

特別企画

108 DXによって自治体改革をどう進めるか？①

デジタル技術を活用し、

新しい民主主義の手法を構築する

——茨城県取手市議会

73 DATA・BANK2021

自治体の最新動向をコンパクトに紹介！

国と自治体の権限・ 役割分担の課題考察

日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

コロナ禍で確実に、子どもを巡る環境が悪化している。しかし、子ども自身が支援申請手続を直接行うことができない以上、子どもの声は、子どもに繋がらず、かつ、子どもを代弁する大人たちの声によってしか拾われず、多くは統計上に表れない。果たして、子ども施策を担当する責務を負っている国、都道府県、市区町村は、どの程度子どもの声を聞き、対応できているのであろうか。

問題提起

筆者が全国の自治体担当者等とのヒアリングを重ねる中で痛感するのは、コロナ禍で確実に、子どもを巡る環境が悪化していることである。しかし、子ども自身が支援申請手続を直接行うことができない以上、子どもへの声は、子どもに繋がらず、かつ、子どもを代弁する大人たちの声によってしか拾われず、多くは統計上に表れない。果たして、子ども施策を担当する責務を負っている国、都道府県、市区町村は、どの程度子どもの声を聞き、対応できているのであろうか。

これまでも、児童虐待による死亡

事例が大きく報道されるたびに、児童福祉法等の法改正が行われ、児童相談所の強化や市区町村の権限拡充が行われてきた。今、国は次なる法改正や子ども庁創設に向けて動いている。こうした動きは子どもの環境を本当に改善することになるのか。

本論稿では、コロナ禍での国と地方との権限・役割分担に関するこれまでの課題を振り返りつつ、子ども対応の最前線である市区町村（職員）の立ち位置について考察を加え、提言を行う。

コロナ禍の行政対応の 現状分析と課題

これまで、市区町村は、ワクチン

接種を始め、新型コロナウイルス感染症対策に追われてきた。「新型コロナウイルス（以下「特措法」という）、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（改正を含む）」を根拠とした施策展開を行ってきた。

こうした施策展開に対し、様々な専門家等が行政の対応について批評を行うが、根拠法を読んでいるのかと疑問になることがある。例えば、特措法74条（事務の区分）は、「この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務……」と定めている。第一号法定受託事務は、

本来国が行うべき事務を全国統一の方針の下に市区町村が行うものである。ワクチン接種の取扱いの混乱を市区町村の責任とする論は、法制度理解としては正しくない（むろん一定の裁量の下での工夫はできる）。

コロナ禍の行政対応の検証は、こうした根拠法ともなされるべきである。迅速かつ住民本位の対応を加速させるのであれば、行政間の役割分担の再構築が必要である。住民や若者の声を日々直接聞いている筆者からすれば、国や都道府県の実務担当者が市区町村の現場を十分理解せずに大臣や知事にレクチャーをし、国が意思決定が、市区町村の現



すずき・ひでひろ 日本大学危機管理学部准教授。元文京区子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、特別区法務部等。法務博士（専門職）、保育士。日本公法学会、警察政策学会、日本子ども虐待防止学会等所属。厚労省「子ども家庭総合支援拠点設置促進アドバイザー」、「市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究」（委員長）、内閣府防災研修プログラムの改訂に関する検討会（座長）。主著書に本文脚注他「子を、親を、児童虐待から救う」など。

*1 住民がワクチンの接種予約が取れないことに関して、高齢者が電話口でもたついてしまっていることが主たる原因であり家族による支援が必要であるとの大臣の発言やワクチン接種を望んでも受けられない状況が続いている時期にワクチン接種を拒否している若者が多いことが接種率が向上しない原因であるとして若者向けのキャンペーンを行い、現実には若者向けの会場設定をしたら行例ができたことに驚く知事の発言等の報道。

国と自治体の権限・ 役割分担の課題考察

日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

コロナ禍で確実に、子どもを巡る環境が悪化している。しかし、子ども自身が支援申請手続を直接行うことができない以上、子どもの声は、子どもに繋がりが、かつ、子どもを代弁する大人たちの声によってしか拾われず、多くは統計上に表れない。果たして、子ども施策を担当する責務を負っている国、都道府県、市区町村は、どの程度子どもの声を聞き、対応できているのであろうか。

問題提起

筆者が全国の自治体担当者等とのヒアリングを重ねる中で痛感することは、コロナ禍で確実に、子どもを巡る環境が悪化していることである。しかし、子ども自身が支援申請手続を直接行うことができない以上、子どもの声は、子どもに繋がりが、かつ、子どもを代弁する大人たちの声によってしか拾われず、多くは統計上に表れない。果たして、子ども施策を担当する責務を負っている国、都道府県、市区町村は、どの程度子どもの声を聞き、対応できていると考えているのであろうか。

これまでも、児童虐待による死亡

事例が大きく報道されるたびに、児童福祉法等の法改正が行われ、児童相談所の強化や市区町村の権限拡充が行われてきた。今、国は次なる法改正や子ども庁創設に向けて動いている。こうした動きは子どもの環境を本当に改善することになるのか。本論稿では、コロナ禍での国と地方との権限・役割分担に関するこれまでの課題を振り返りつつ、子ども対応の最前線である市区町村（職員）の立ち位置について考察を加え、提言を行う。

コロナ禍の行政対応の 現状分析と課題

これまで、市区町村は、ワクチン

接種を始め、新型コロナウイルス感染症対策に追われてきた。「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」（以下「特措法」という）、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等を柱として、これらの法律（改正を含む）を根拠とした施策展開を行ってきた。

こうした施策展開に対し、様々な専門家等が行政の対応について批評を行うが、根拠法を読んでいるのかと疑問になることがある。例えば、特措法74条（事務の区分）は、「この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務…」は、「第一号法定受託事務とする」と定めている。第一号法定受託事務は、



すずき・ひでひろ 日本大学危機管理学部准教授。元文京区子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、特別区法務部等。法務博士（専門職）、保育士。日本公法学会、警察政策学会、日本子ども虐待防止学会等所属。厚労省「子ども家庭総合支援拠点設置促進アドバイザー」、「市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究」（委員長）、内閣府防災研修プログラムの改訂に関する検討会（座長）。主著書に本文脚注他「子を、親を、児童虐待から救う」など。

本来国が行うべき事務を全国統一の方針の下に市区町村が行うものである。ワクチン接種の取扱いの混乱を市区町村の責任とする論は、法律制度理解としては正しくない（むしろ一定の裁量の下での工夫はできる）。

コロナ禍の行政対応の検証は、こうした根拠法とともになされるべきである。迅速かつ住民本位の対応を加速させるのであれば、行政間の役割分担の再構築が必要である。住民や若者の声を日々直接聞いている筆者からすれば、国や都道府県の実務担当者が市区町村の現場を十分理解せずに大臣や知事にレクチャーをしたとしか思えない報道に数多く接し、国の意思決定が、市区町村の現

*1 住民がワクチンの接種予約が取れないことに関して、高齢者が電話口でもたついてしまっていることが主たる原因であり家族による支援が必要であるとの大臣の発言やワクチン接種を望んでも受けられない状況が続いている時期にワクチン接種を拒否している若者が多いことが接種率が向上しない原因であるとして若者向けのキャンペーンを行い、現実には若者向けの会場設定をしたら行例ができたことに驚く知事の発言等の報道。

- *2 筆者は、法定受託事務に関する国と地方との役割分担の在り方についてタイムテーブルを設定すべきと考えているが、この点は本論稿の主旨と離れるため割愛する。
- *3 例えば、過去の子ども分野で幼稚園と保育園の統合が議論されこども園（4類型）が創設された。このときに、市区町村長等から後にあげられた声は、「監督官庁が一つになると期待していたが、現実には、文科省と厚労省に加えて、内閣府という国の3つの部局から通知等がくるようになり、事務処理がかえって複雑・煩雑になった」との複数の声がある。
- *4 国の名称変更による自治体のシステム変更・印刷物の刷り直し等の事務処理コストも生じる。現在意見聴取を重ねているが、意見聴取を行うのであれば虐待対応を担う市区町村のマネジメントや制度運用についてのヒアリングを重ねる必要がある。

場感覚と大きくずれていることを痛感する（*1）。市区町村の工夫が、時機に後れた国の方針発表により撤回・修正を迫られ、市区町村が住民から責められる場面は、コロナ下で、頻繁に報道されていた。

国・都道府県・市区町村の関係は、法理念としては対等である。しかし、国や都道府県側にその理解がなく、市区町村を下部機関であるかのような、かつての機関委任事務的発想で指示がなされることは少なくない。むしろ、筆者は、あらゆる案件に関して地方分権の徹底を主張するものではない。緊急時・災害時等に国が全国一律の迅速かつ統一的対応をし、国民の命を守ることは国の基本的責務である。しかし、今回顕在化したのは、こうした行政間の役割分担について、法の規定がうまく機能していない実態である。とするならば、その原因は、法律（制度）にあるのか、法律の執行の仕方にあるのか、今一度検証と役割分担の改善が必要である（*2）。

子ども分野における 具体の課題と改善策の提言

上記コロナ対応の制度運用分析を基に子ども分野の行政間の権限・役割分担の課題について考えてみる。

(1) 国の縦割りの打破（こども庁創設）
こども庁は、子ども施策のどの部分を担い、具体的改善をもたらすのか、筆者はその動きを心配の念をもって注視している（*3）。

こども庁創設は、真に子ども主体の制度改正となるのであろうか。こども庁という名を掲げるのであれば、本来、妊娠前から子ども期全体（児童福祉法や教育基本法・学校教育法等）を貫き、発達段階の時間軸の下、発達・精神・障害、貧困、虐待、ヤングケアラー、いじめ、自殺、DV、性被害、指導死等の分野について、保健・医療、保育、福祉、教育等様々な視点から総合的にコーディネートし支援していくための権限と役割を担う必要がある。なぜ、こども省ではないのか。こども庁創設に多くの知事が賛同していると言われるが、筆者の下には多くの市区町村長から逆のコメントが届く。なぜならば、これまでも、市区町村窓口は、国や都道府県の部局編成に振り回され、国等に合わせる事務処理上の要請と住民ニーズに合致した（ワンストップの）部局編成の志向との間で板挟みのな逡巡を常に抱えてきたからである。

子ども主体の生活を保障（児童福祉法1条）するのであれば、例え

ば、日中の保育や学校と夜間等の家庭生活との両方の生活を総合的に連動させて、安全安心に楽しく過ごせようとする行政の支えが求められる。こども庁という枠組みの中で国の権限と所掌の範囲を明確にすること、その上で、実際にサービス展開するのは市区町村だとすれば、市区町村のどの部署とどうつながるのかが明確にされる必要がある。行政は所掌と権限を明確にしない限りうまく機能しない。

本気で子ども視点でこども庁創設を行うのであれば、文科省、厚労省、内閣府の現状の権限・役割分担の再構築を具体的に明示する必要がある。それによって、納得した形で子ども本位の自治体窓口再編成ができればよい。そのためには、こども庁創設過程で、多くの市区町村現場の声を収集し、丁寧な議論過程を望みたい。住民と直接向き合うのは市区町村窓口だからである。新たな器とその器の中身の具体的詰めが重要である（*4）。例えばこども庁ができたら、過去の虐待死事件はどうマネジメントして防げるようになるのか、そうした具体的シミュレーションを国が示せるとよい。

(2) 都道府県・児童相談所（*5）の強化
法に規定されている都道府県の役

割として、現状十分果たされていないものの一つとして、都道府県による市区町村のバックアップ（市区町村との連携）があげられる（*6）。2016年の児童福祉法改正に伴い新設された子どもを地域で守っていくための制度として、市区町村子ども家庭総合支援拠点（法10条の2）の設置促進があるが、この制度促進に関しては、あまりに都道府県（担当）の意識・知識の差が大きい。広域行政を担い、市区町村との連携・アウトリーチは都道府県の責務であると認識しているか否かによる。国は22年度末までに全市区町村で支援拠点の設置を義務付けている。この拠点はまさに子どもの命（心と体）を守るための制度設計であり、設置主体は市区町村であるが、都道府県（児童相談所）と市区町村の連携が必要なのである。どのような体制を一緒に構築していくのかについての説明相談会など、市町村のバックアップを丁寧に行っている三重県や広島県、静岡県、北海道などの取組みは参考になろう（支援拠点の説明ができない又は形式的アンケートのみで基礎自治体の現状把握を済ませているところも存在している）。

都道府県は市区町村とどう関わっていくべきなのか、都道府県が定め

*5 児童相談所は、都道府県のほか、政令市も必置である。また一般の市でも児童相談所設置市が存在する。本論稿では典型的な児童相談所を設置している都道府県と児童相談所を設置していない市区町村を主な議論対象としている。

*6 本特集において他の執筆者が論じることとなる児童相談所強化については割愛する。



る社会的養育推進計画について、具体的人的・財政的観点、またタイム&ゴール方式の視点からの検証が必要である。また、具体の児童虐待死事件の検証は必ず合同で行うと定め双方の連携部分の実践的検証とその後のシミュレーションを行う必要がある。

(3)市区町村の今後

市区町村は、都道府県の下部機関ではないとの明確な認識とその表明が必要である。前述した子ども家庭総合支援拠点の設置は、その要件として両者の対等性を強調している(*7)。都道府県(児童相談所)の権限(介入)と市区町村の権限(支援)は異なる。これは上下関係を意味するものではない。

市区町村の強みは、児童相談所のような点介入ではなく、子どもが関わる様々なインターフェイスを有し、まちづくりの視点から、子どもと家庭を支えるために地域資源をつなぎ、面で支えることができることである。庁内内部局としては、子ども、保育、福祉(障害・生活保護等)、保健、教育等の組織を有しているし、庁外でも地域の病院・クリニック、民生委員、児童養護施設、里親、子育てに係るNPO法人などの団体・者とワンチームとなつて、

地域資源の凸凹をつないで、司令塔の役割を果たして予防的、継続的面支援ができる(*8)。

強制権限を有さないからこそ、支援を全面的に打ち出して、虐待を起点とせずに、妊娠期からの様々な会話や訪問もできるのである。よく虐待死事件後に市区町村担当者が「強制権限がないので」とのコメントが出されるが、理解しがたい。

確かに、緊急・重大案件であれば、児童相談所や警察とともに、又は児童相談所や警察に当初からバトンを渡すとの判断をすることも重要である。しかし、平時からのポピュレーションアプローチによる関わり強化で、これまでも市区町村は、子どもと家庭を支えてきたのである。強制権限がないと家庭に入つていけないというのでは、刑事と異なる目的を有する福祉・保健の敗北宣言である。これまでも市区町村が積み上げてきた家庭に関与するノウハウは無数にあるはずである。

(4)子どもに関わる職員としての能力向上を目指して

これまで、行政間の役割分担と連携について考察してきた。どれだけ制度構築をしようとも、子ども福祉を担うのは、人である。最後に、職員育成・能力向上について論じる。

なぜ、招かれざる家庭に入つていかなければならないのか、どうやって入つていくのか、理念を共有するとともに、具体的スキルの習得は不可欠である。十分論じられていないと考えられる3点を挙げる。

第一に、職員の能力向上としてOJT研修の改善が挙げられる。これまで多くの自治体研修は①OJTと②OFFのJITとを組合せてきた。しかし、実は、OJT研修との名の下の、行われているのは共同で仕事をしているにすぎない実態が筆者による自治体ヒアリングでは明らかにされる。児童虐待現場での親との対峙や子どもの見立てなどは、多くの専門的知見と具体的ノウハウが必要であり、業務遂行とは異なる「研修としてのOJT」プログラムがきちんと整えられる必要がある。

態が続くとどうなるか。行政側がその業務を担わなくなることにより、行政側に業務ノウハウの蓄積がなくなり、受託側の評価をなし得なくなるのである。評価の具体的物差しを作成できない、具体的な管理監督・指導ができないという事態が、実際に生じている(裁判事例もある)。行政内でこれまで子ども福祉に係わり蓄積された専門的知識・知見等の継承を真剣に考えるべきである。

第三に、憲法尊重擁護義務(99条)を負う認識を持つことである。子どもの人権享有主体性の観点から、迷つたら、子どもの命(心と体)を守るために、憲法を背負って一歩踏み込む。保護者との対峙は精神的に辛いが、そこを避けて子どもを命を失えば取り返しがつかない(*9)。危機管理の鉄則からしても、空振りには許されるが見逃しは許されないものである。個別の事案対応で行き詰まったら、大きな視点で子どもの人権、憲法の人権保障を実効化するのとは誰か(自分達しかない)との視点(憲法通り思考)をチームで共有することが求められる。

児童虐待現場等で日々汗を流している職員にエールを送って本論稿を締めたい。

*7 鈴木秀洋「必携市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル」(2021、明石書店)。

*8 鈴木秀洋「虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務」(2021、第一法規)。

*9 もちろん子どもを守るために保護者ごと支える意識は常に必要である。

特集では子ども子育て家庭へのコロナ禍の影響を取り上げた。深刻な問題は多かったが、ほかにも論点は多い。特に発達の問題は長期的に考えていく必要があるのではないかと。人と人がかかわる社会のあり方が変わって2年。その2年の意味は年齢、そして地域によっても大きく違う。その想像力を持ちたい。(三)

今号の取材で自然に基づく解決策を意味する「NbS」という言葉を聞いた。気候変動などの環境問題を解決すべく自然由来の対策で生態系に負荷をかけず人々の幸福度向上にもつなげるコンセプトだ。片や、地球上の人工物量が生物量を上回ったとするニュースも目に。リミットは近いとの意を強くした。(草)

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」。千葉県君津市の石井宏子市長はこの言葉を聞いて政治の世界に飛び込んだ。基本姿勢「対話する市政」は03年に市議になってから不変。衆院選のみならず、どんな首長・議員選においても候補者には政治を志した原点があるはず。ぜひ、それを貫いてほしい。(鉄)

●本誌は、特定非営利活動法人・ITコーディネータ協会の認定誌です。お問い合わせは弊社販売担当(☎0120-953-431)までお願い致します。

読者アンケートのお願い

小誌では、誌面をより充実させ、読者の皆様の期待に応えられる内容にしていくため、読者アンケートを実施しています。いただいたご意見・ご要望などは、積極的に誌面に反映させてまいりますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。とじ込みハガキに必要事項をご記入のうえ、編集局宛お送りください。毎月5名の方に粗品を差し上げます。

月刊 **ガバナンス** 11月号

2021年11月1日発行 No.247

編集・発行 **ぎょうせい**

東京都江東区新木場1-18-11 (〒136-8575)

URL: <https://gyousei.jp>

電話 販売 0120-953-431

E-mail: business@gyousei.co.jp

広告 03-6892-6589

編集 03-6892-6540

E-mail: jichi@gyousei.co.jp

印刷 大日本印刷株式会社

定価 1,100円 (10%税込)

年間購読 12,540円 (10%税込・送料込)

2年購読 22,440円 (10%税込・送料込)

3年購読 29,700円 (10%税込・送料込)

©本誌掲載記事の無断転載および複製を禁じます。

Printed in Japan.2021

ISSN 1346-4248

12月号予告

特集

ウィズコロナ時代の 地域コミュニティと 自治体

■新型コロナの地域コミュニティへの影響・課題 / 名和田是彦

■ウィズコロナ時代の地域コミュニティと自治体 / 大杉 覚

■ウィズコロナ時代の地域担当職員 / 櫻井常矢

■ウィズコロナ時代の町内会・自治会 / 日高昭夫

■DXとウィズコロナ時代の地域コミュニティ / 清原慶子

■ウィズコロナ時代の子ども食堂と

地域コミュニティ / 湯浅 誠

■ウィズコロナ時代の地域運営組織 / 作野広和

■ウィズコロナ時代の新しい過疎・農村政策と

地域コミュニティ / 小田切徳美

■地域コミュニティからの自治の再構築 / 中川幾郎

Information

●あれから10年スペシャルPart2

～仙台市職員の震災体験を100年後の人たちへ

【趣旨】仙台市職員の震災体験を聞き取り、防災・減災に役立てるため、独自の伝承活動を実施している Team Sendai を中心とした実行委員会が、今年3月に開催予定で延期となっていた震災伝承イベントを開催します。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、完全オンラインで開催。東日本大震災から10年の節目として企画していた、常葉大学、3.11 オモイデアーカブ、フェーズフリー協会に加え、被災した南蒲生浄化センターのリモート見学や前仙台市長の登場も！さまざまな手法を用いて10年前を振り返りながら、未来に備える契機とします。

日時 11月21日(日) 10:00~18:00

手法 Zoomによるオンライン開催(完全予約制)

概要 以下の中から、参加を希望するプログラムを選択(いくつでも参加可)
「南蒲生浄化センターリモート見学&石川敬治元所長インタビュー」
「3月12日はじまりのごはん～写真と記憶をつなぐ解説を作ろう～」
佐藤正実(3.11 オモイデアーカブ代表)
「災害エスノグラフィーが示す防災の未来～仙台市の事例より」重川希志依・田中聡(常葉大学大学院教授)
「本人語り」奥山恵美子(前仙台市長)
「フェーズフリー・ワークショップ」佐藤唯行(フェーズフリー協会代表理事)、遠藤智栄(地域社会デザイン・ラボ代表)

参加費 500円

申込み 以下のPeatix イベントページから申し込みください。

<https://aresupe10-part2.peatix.com>

※詳細は Team Sendai の Facebook ページを参照。

https://www.facebook.com/permalink.php?story_fbid=763230494456138&id=253460525433140